

第 1 回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会 議 名	第 1 回 八王子市男女共同参画推進審議会	
日 時	令和 6 年（2024 年）5 月 30 日（木） 午後 5 時 29 分から午後 6 時 59 分	
場 所	八王子市役所 8 階 801 会議室	
出席者氏名	委 員	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、荒木紀行委員、木村恵子委員、久保田鉄平委員、清水栄委員、野村みゆき委員、前田奈緒美委員
	説 明 者	—
	事 務 局	松本美保子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、瀧澤里佳子男女共同参画課主査、横井陽子男女共同参画課主任、岩瀬弘明男女共同参画課主任、迫田成幸男女共同参画課主任 加藤優花男女共同参画課一般職員
	そ の 他 市側出席者	松岡秀幸市民活動推進部長
欠 席 者 氏 名	—	
議 題	1. 開会 2. 議事 （1）男女共同参画推進条例について （2）男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改訂版における令和5年度（2023年度）評価等に向けて 3. その他 4. 閉会	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	6 名	
配 付 資 料 名	資料 1：八王子市男女共同参画推進条例 資料 2：みんなの力で進める男女共同参画 資料 3：男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改訂版<抜粋版> 資料 4：令和3年度（2021年度）評価報告書 資料 5：令和3年度（2021年度）取組管理シート 当日配布資料 1：諮問書	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

1. 開会

- 八木橋会長
- ・ 令和6年度（2024年度）第1回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。
 - ・ 事務局から本日の配布資料の確認をお願いします。

（事務局から資料の確認）

- 八木橋会長
- ・ 本日は、午後7時30分までの開催となる。
 - ・ 続いて、出席人数、会議の成立について確認する。
 - ・ 本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項で「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とある。
 - ・ 本審議会は8名の委員により構成し、本日は8名の出席があり本審議会は成立している。
 - ・ 次に、同条例施行規則第4条第4項で「審議会は、これを公開する。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。」となっている。
 - ・ 本日の審議会は「公開」でよいか。

（異議なし）

- 八木橋会長
- ・ 本日の審議会は、「公開」とする。
 - ・ 傍聴者の入室を現時点より認める。本日、傍聴希望者はいるか。

（傍聴者あり）

（傍聴者入室）

2. 議事

- 八木橋会長
- ・ 次第2「議事」に入る。
 - ・ 市長から「男女が共に生きるまち八王子プランに基づく、男女共同参画の推進に向けた効果的な方策及び取組状況に関すること」について、当日配布資料1のとおり諮問を受けた。
 - ・ 本審議会では、令和5年度（2023年度）で計画期間が終了した「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）」について、諮問にある「男女共同参画の取組の状況」や、その取組を踏まえ「さらに取組を進めて行くための効果的な方策」について、意見を伺うこととなる。
 - ・ なお、「男女が共に生きるまち八王子プラン」に関する令和5年度（2023年度）の各所管における取組内容は、現在、事務局にて取りまとめ中のため、その評価のための意見を伺うのは、次回の審議会になる。
 - ・ 今回は、次回、「男女が共に生きるまち八王子プラン」における、男女共同参画の推進に向けた庁内での取組状況の評価や、効果的な方策に関するご意見を伺うにあたり、資料1から5を利用し、イメージづくりをしたいと考える。
 - ・ 議事（1）男女共同参画推進条例について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局
- ・ 本日、諮問された「男女が共に生きるまち八王子プランに基づく男女共同参画の推進に向けた効果的な方策及び取組状況」について、審議いただくにあたり、「八王子市男女共同参画推進条例」や「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次プラン）2

019改訂版」について、説明する。

- ・まず、八王子市男女共同参画推進条例についてだが、令和4年12月16日に公布され、令和5年4月1日から施行されている。
- ・資料1と2により内容を確認する。条例には、多くの方に趣旨を理解していただくため前文を設けている。前文では、国は、日本国憲法に定める「個人の尊重」「法の下の平等」や、男女共同参画社会基本法により、ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ、取組を進めてきたこと、平成11年に「男女共同参画都市」を宣言し、「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画の総合的な取組を進めてきたこと、一方で、男女共同参画の前進はありつつも、社会全体では、「アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題」や「性別に起因する権利侵害などの課題」が残されており、市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が手を携えて男女共同参画を着実に推進することの決意を表明している。
- ・第1条には目的を規定している。それは、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めること、市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体の責務を明らかにすること、市の施策の基本的事項を定めることである。男女共同参画の実現のために、それぞれの役割を自覚して、主体的かつ協働して取り組んでいく必要性を示している。
- ・第2条には、条例における10個の用語の意義を規定している。1号の「男女共同参画」とは、男女共同参画社会基本法の定義に準じており、社会の対等な構成員であること、お互いを尊重し合うこと、自らの意思であらゆる分野における活動への参画の機会が確保されること、男女が個性や能力を十分に発揮でき、等しく政治、経済、社会、文化的利益を受けること、そして共に責任を担うこととしている。
- ・ここで言う、「社会の対等な構成員」とは、男女双方ともが社会の責任ある構成員であり、男女双方とも権利、義務の対等な関係を持つことであり、また、「活動に参画する機会が確保され」とは、より積極的に政策・方針の企画・立案・決定の過程に加わること。また、「等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うこと」とは、性別により利益に違いが生じることなく、個人の能力により均等に参画する機会が確保されることで、個人の能力に応じて均等に利益を享受できること、性別により責任の担い方に違いがなく、社会の対等な構成員として共に責任を担うことである。
- ・2号の「ジェンダー平等」とは、性別に関わらず平等に責任、権利、機会を分かち合い、あらゆるものごとを一緒に決めることである。ジェンダーとは、生物学的な性とは異なり、社会的・文化的につくられている性のことであり、SDGsにも「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、性別による差別を無くし、女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かちあえる社会をつくること、女性が自分のことを自分で決めながら生きる力をつけられることを目標にしている。
- ・3号の「アンコンシャス・バイアス」とは、潜在的に持っている無意識の思い込みのことである。
- ・4号の「性別による固定的な役割分担意識」とは、個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由に役割を分ける考え方のことである。

- ・ 5号の「市民」とは、市内に在住、在学、在勤の者であることである。
- ・ 6号の「教育関係者」とは、市内において学校、子どもの成長過程に携わる保育所、地域でのスポーツ教室、学習塾など、社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる者のことである。
- ・ 7号の「事業者」とは、市内において営利・非営利を問わず事業を行う個人や法人その他の団体のことである。
- ・ 8号の「地域活動団体」とは、町会、自治会その他市民を主な構成員として市内において活動を行うPTAやボランティア活動団体などである。
- ・ 9号の「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や配偶者であった者、交際相手として親密な関係にあった者から受ける、殴る蹴るなどの身体的な暴力だけではなく、嫌がらせ、暴言などの精神的な暴力、生活費を渡さないなどの社会、経済的な暴力、望まない性行為の強要などの性的な暴力も該当するものである。
- ・ 10号の「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によりその言動を受けた個人の生活や就業などの環境を害することや、性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることとし、職場以外に、学校や地域などでのことも対象になる。
- ・ 第3条では、男女共同参画を推進するための責務を果たす上での6つの基本理念を規定している。
- ・ 1号には、誰もが個人の人権が尊重され、性別による差別的取扱いをされないこと、個性、能力を発揮し、自らの意思で多様な生き方を選択できることが規定されている。この人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、根底になる基本理念になる。
- ・ 2号には、社会においては未だに「自らの意思により多様な生き方を選択」することを阻害する制度・慣行があるため、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行によって、社会活動が自由に選択できなくならないよう配慮されることを規定している。
- ・ 3号には、本市の「男女共同参画都市宣言」では、「男女がともに健康で安心して生活できるまちをつくる」ことが書かれており、そのためには形式的な機会確保だけでなく、本人の主体的な意思に基づき実質的に参画ができる条件や環境整備が必要であることから、市における政策や教育関係者、事業者、地域活動団体における方針の立案・決定過程に男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること、本人の主体的な意思で参画できる条件、環境整備が必要であることが規定されている。
- ・ 4号には、男女が相互の協力と社会の支援によって、家庭生活、社会生活において対等な立場で参画できることが規定されている。
- ・ 5号には、男女が、互いの性への理解を深め、性及び生殖に関する個人の意思を尊重し、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営める配慮がされるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて規定している。
- ・ 6号には、性別に起因する暴力を受けずに個人として尊重されることを規定しており、これにはDV、セクハラのほかストーカー行為、性暴力、AV出演の強要なども含んでいる。
- ・ 第4条には、市の責務が規定されており、第3条の6つの基本理念にのっとり、男女

共同参画推進に関する施策を策定し実施すること、施策実施にあたっては市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体、国や他の地方公共団体と相互に連携することを規定している。

- ・ここでの「市」とは、市長部局とその他の執行機関として教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会を指している。
- ・第5条には、市民の責務として、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域、その他社会のあらゆる分野での男女共同参画の推進に努めること、第6条では、教育関係者の責務として、男女共同参画の推進には教育が果たす役割が重要であると認識し、基本理念に配慮した教育の実施に努めること、第7条では、事業者の責務として、組織において個人の意欲、能力、個性などが尊重され、男女が共に参画することができるよう努めること、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保、性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行の見直し、職業生活、家庭生活、その他の活動が両立できる職場環境の整備に努めること、第8条では、地域活動団体の責務として、地域社会を活力のある持続可能なものとするために、性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行に縛られず、男女共同参画の視点を持ち、男女双方の意見を反映して、男女が共に参画できるよう努めることを規定している。
- ・また、第5条から第8条までの各責務には、共通して「市が実施する施策への協力に関する努力義務」も規定されている。
- ・第9条では、情報の収集及び調査として、市民等の意識把握や、国・都の動向把握のための情報の収集・調査研究を行うこと、必要に応じて、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体に意識や実態把握のためのアンケートなどの調査を行うことを規定している。
- ・第10条では、市長は、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体とともに男女共同参画を進めるための関心、理解を深める啓発活動を行うことについて規定している。
- ・第11条では、男女共同参画の推進のためには市が推進力になること以外に、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が主体的に取り組んでいくため、市長は人材の育成、情報提供、学習機会、情報交換の場を提供していくことを規定している。
- ・第12条では、男女共同参画施策の効果的な実施のため、相談・啓発活動の拠点としての男女共同参画センターの運営や、市民等、国、他の地方公共団体との相互連携のための体制整備をすることを規定している。
- ・第13条では、男女共同参画推進審議会を置くことを規定している。審議会は地方自治法に基づく附属機関であり、市長の諮問に応じ調査審議し答申する。他には、審議会の構成、任期、守秘義務について規定している。
- ・第14条では、推進計画について規定している。施策の総合的・計画的な推進のために、市町村男女共同参画計画を策定すること、推進計画策定には、市民意識・実態調査、パブリックコメントなどによる意見の把握、審議会での意見聴取や、策定した推進計画の公表を規定している。
- ・第15条では、実施状況の公表を規定しており、男女共同参画の施策の実施状況は、審議会に報告し、施策ごとの課題、今後の展開などについてご意見を伺い、その結果

をホームページ等で公表することを規定している。

- ・今年度の審議会では、この内容について審議をしていただくこととなる。
- ・第16条では、性別による権利侵害の禁止について規定しており、だれもが、社会のあらゆる分野で、性別による差別的な取扱い、性別に起因する権利侵害に当たる行為を禁止することを規定している。
- ・第17条では、公衆に表示する情報の留意事項について規定しており、だれもが、ポスター、チラシなど公衆に表示する情報で、性別による固定的な役割分担意識、暴力的行為を助長・連想させる表現、著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めることについて規定している。
- ・第18条では、市民等からドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの性別に起因する権利侵害や、男女共同参画の推進を妨げる行為の相談受付窓口の設置し、相談に応じて、市民等、国、都、他の自治体などと相互に連携し対応することを規定している。
- ・第19条では、苦情申出への対応を規定しており、市が行う男女共同参画の推進に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等からの苦情申出受付窓口を設置すること、苦情の申出には適切な措置を講ずること、必要に応じて苦情処理委員会の意見を聴くことを規定している。苦情処理の制度の仕組みについては、資料2の裏面を確認願う。
- ・第20条では、苦情の申出を公正かつ適切に処理するために、第三者機関としての男女共同参画苦情処理委員会を規定しており、市長からの諮問により、苦情の申出について調査・審議し、答申すること、他には、苦情処理委員会の構成、人数、任期、守秘義務を規定している。
- ・最後に、第21条では、このほかの必要な事項は、市規則で定めると規定している。

八木橋会長
齊藤副会長
男女共同参画課主査

- ・事務局の説明に質問はあるか。
- ・苦情処理についてだが、昨年度の実績や内容を確認したい。
- ・昨年度、男女共同参画推進条例を施行した4月当初に、選挙管理委員会が作成した選挙啓発ポスターへの苦情申出があった。女性アイドルグループを起用したもので、男女共同参画の推進に逆行するという内容であった。苦情処理委員会で内容を審議した結果、選挙啓発ポスターは男女共同参画に逆行すると判断はできないということとなった。また、付帯意見として選挙管理委員会に女性がいないことは問題で、男女比を近づけることが要望されている。この内容は市議会議長あてに通知している。

野村委員

- ・資料2に「相談申出への対応」とあるが、苦情の申出は男女共同参画課が窓口であると書かれているが、相談の場合にはどこになるのか記載がない。それを説明しているものはないのか。

男女共同参画課長

- ・リーフレットのものはないが、男女共同参画センターが受けている相談の一つとして受けることとなる。

野村委員

- ・市の窓口は男女共同参画課ということか。

男女共同参画課長

- ・そうである。

八木橋会長

- ・相談や苦情を伝えたいときにどこにどのように伝えるか明確でないと、拾える意見も

- 拾えなくなるので、分かりやすいルートを示せるとよい。
- 野村委員
- ・ 条例第 11 条の説明で「活動の場の提供」と言われたと思ったが、そう言われましたか
- 男女共同参画課長
- ・ 説明では「人材の育成と情報提供と学習機会、情報交換の場を提供していく」を申し
- 野村委員
- ・ 勉強したい場合に男女共同参画センターにある本を見に行ったりすることはできると思うが、活動している団体が利用できる場は男女共同参画センターにはあるのか。
- 男女共同参画課長
- ・ 登録していただいている団体であればフリースペースを利用していただける。
- 野村委員
- ・ 利用の実績は分かるか。
- 男女共同参画課長
- ・ 年間の実績を明確にはお答えできないが、4月は2・3回の利用があったと思う。
- 清水委員
- ・ クリエイトホールや市役所のトイレに「相談先案内」が置いてある。この相談先と市とはどのように連携しているのか
- 男女共同参画課長
- ・ 市内でDV 被害者支援をしている団体、東京都のウィメンズプラザ、男女共同参画センターの相談先を周知するカードを本庁舎や市民センターなどに設置している。補充は施設から連絡を受け男女共同参画課がカードを送付している。
- 清水委員
- ・ 男女共同参画に関し、つながるところを周知しているということですね。
- 男女共同参画課長
- ・ 困っている女性にいろいろな相談窓口があるという情報を届けるために設置している。
- 八木橋会長
- ・ トイレは日常から一旦隔離される空間なので、そこで少し心の持ち方が変わったりもする。こういうものはよいきっかけになると思う。ただ、男性へのドメスティック・バイオレンスも全くないわけではないので、その配慮についても少し頭をよぎった。
- 齊藤副会長
- ・ 東京都のウィメンズプラザでは男性相談もしている。また、区市の中でも男性相談を行っているところもある。LGBT 相談、法律相談、男性相談などがどこでできるか、相談窓口の一覧として掲載している自治体もあると思う。
- 八木橋会長
- ・ 次に、議事（2）「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改訂版における令和5年度（2023年度）評価等に向けて」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局
- ・ 引き続き、配布資料3から5により、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改訂版」における令和5年度（2023年度）の取組状況に基づく評価の流れについて説明する。
 - ・ 資料3は、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改訂版」の抜粋版になる。第3次プランは平成26年度からスタートし、途中、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行や、国の「第4次男女共同参画基本計画」の策定を受け、「2019改訂版」を策定し、令和5年度（2023年度）までの男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるためのプランとなっている。
 - ・ 資料4は、「第3次プラン」に関する令和3年度（2021年度）における関係所管の取組内容に基づき、男女共同参画施策推進会議からの意見に基づき、市が評価報告書としてまとめたものである。

- ・本審議会では、この評価報告書の令和5年度（2023年度）版を作成するために、意見を伺っていく。
- ・資料5は、資料4の「評価報告書」を作成するにあたり、関係所管が行った取り組みについて報告を受け、男女共同参画課で取りまとめたものである。
- ・昨年度、本審議会では、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」の策定に向けた審議をしていただいた。今年度は、令和6年（2024年）3月までで計画期間が終了した「第3次プラン」について、関係所管が実施した令和5年度（2023年度）における取組状況や今後の方向性などについての内容に関し、次回の審議会で意見を伺う。その意見をもとに、市として令和5年度（2023年度）の評価報告書を作成していく流れになる。
- ・本日は、令和3年度（2021年度）の評価報告書などをご覧いただき、次回審議会に向け、「第3次プラン」評価の流れを確認していただく。
- ・資料3の「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版<抜粋版>」だが、これは「第3次プラン」から必要箇所を抜粋したもので、ページが飛んでいるので注意してほしい。
- ・22・23ページの「5. 体系図」だが、第3次プランでは基本目標のもと、「めざす姿」「重点課題」「施策」、そして23ページにある「施策の方向」という項目で構成されている。
- ・基本目標は、最初に策定した「男女が共に生きるまち八王子プラン」から一貫して、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」となっている。
- ・22ページだが、「めざす姿」は3つあり、1つ目が「男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会」、2つ目が「男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会」、3つ目が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会」となっている。
- ・この3つのめざす姿はさらに枝分かれし、1つ目のめざす姿は、重点課題として「1 男女平等と男女共同参画の意識づくり」と「2 あらゆる分野への男女共同参画の推進」の2つに、2つ目のめざす姿は、重点課題として「3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」と「4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり」と「5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立」の3つに、3つ目のめざす姿は、重点課題として「6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり」と「7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成」の2つに分かれ、それぞれがさらに、「施策」として「（1）から（12）まで」の12個に、その12個はさらに23ページにある「施策の方向」として「①から⑩まで」の30個に分かれ、それぞれについて所管ごとに取組が行われている。
- ・次に、29ページだが、ここには「第3次プラン」の「めざす姿1」にある2つの重点課題の中の「重点課題1」について、「現状と課題」「めざす方向」「取組内容」などが34ページにかけて記載されている。
- ・31ページには、22・23ページの「5. 体系図」の中の23ページにある「施策の方向」に記載されている「①幼児期からの男女平等教育の推進」と「②学校教育にお

ける男女平等教育の推進」に関する関係所管における「取組名」やその「概要」が記載されている。

- ・そして34ページには23ページにある「施策の方向」③④⑤に関し、同様に記載されている。
- ・31ページと34ページにある「施策の方向」①から⑤には、表の一番左側に、通し番号が1から8まで付されており、この8つが「めざす姿1」の中の「重点課題1」に属する部分になる。
- ・次に、資料4の「令和3年度（2021年度）評価報告書」だが、この資料は関係所管における取組状況がまとめて記載されている資料5に基づき、いただいた意見の内容を評価報告書としてまとめたものである。
- ・次に、4ページ5ページである。ここには、「第3次プラン」の「めざす姿1」の「重点課題1」に関する「指標」の現状値や、「計画改定時の課題」「取組状況」、そして5ページには「推進会議参加者の意見」「今後の方向性」が記載されている。
- ・4ページの真ん中より上の四角い枠内には、「重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり」に関する第3次プランにおける指標である「1 学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合」と「2 性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合」の「平成24、29年度」、「現状値」、「評価」という記載がある。
- ・これは、先ほどご覧いただいた資料3の「第3次プラン<抜粋版>」の24ページにある「6. 指標の一覧」に、「男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進するための数値目標」として掲げている「めざす姿1」の「重点課題1」にある通し番号「1」と「2」と同じ指標の内容になっている。
- ・指標の目標値に対する「現状値」や「評価」を、資料4の「令和3年度（2021年度）評価報告書」に記載している。
- ・次に、評価報告書の真ん中からは、黒塗りの四角で、「計画改定時の課題」と「3か年の取組状況」が記載されている。
- ・「計画改定時の課題」には、資料3の29ページに記載されている「現状と課題」と同じ内容が記載されている。
- ・「3か年の取組状況」には、関係所管から報告を受けた資料5の内容のうち、主な取組が記載されている。
- ・5ページには「男女共同参画施策推進会議参加者の意見」「今後の方向性」が記載されている。
- ・「男女共同参画施策推進会議参加者の意見」には、資料5に基づき会議の中でいただいた意見を記載している。
- ・「今後の方向性」については、会議における意見を踏まえた内容が記載されている。
- ・次に、資料5の「令和3年度（2021年度）取組管理シート」だが、このシートは、資料3の22、23ページの体系図と同じ順番で記載している。
- ・左から「重点課題」の番号、「施策」の番号、「施策の方向」の番号が、そして資料3の31ページと同じ順番で「取組番号」と「取組名」が記載されている。
- ・資料3の22ページの体系図の「めざす姿1」を例にお話しすると、「めざす姿1」

には重点課題が2つある。資料5のシートの一番左には同じように「重点課題」の1から順番に整理して記載しており、「重点課題1と2」については、1ページから4ページの3つ目までになる。

- ・このシートには「重点課題」に2がないが、3ページの4行目の「取組名」の「附属機関等への女性の登用推進」から4ページの3つ目「男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施及び備蓄の充実」までが「重点課題1」ではなく「2」の記載誤りである。
- ・このシートの「取組名」の右には「所管による取組実績や効果」「今後の方向性」「実施所管名」が記載され、関係所管が取り組んだ内容などが記載されている。
- ・次回審議会では、「令和5年度（2023年度）版の取組管理シート」により、関係所管による「取組実績や効果」「今後の方向性」を確認しながら、資料3の「第3次プラン<抜粋版>」22ページ、「5. 体系図」の「めざす姿」1から3にある「重点課題」1から7の全てに関し、委員それぞれの立場から、現状の評価や、この取組は今後こうしたらよいのでは、このような取組が必要では、など、「令和5年度（2023年度）評価報告書」の作成に向けた意見を伺いたい。

八木橋会長

- ・事務局の説明に質問はあるか。

木村委員

- ・前は、男女共同参画施策推進会議から意見を聴取したわけですね。この会は無くなってしまったのか。

男女共同参画課主査

- ・男女共同参画推進条例が制定される前に設置されていたのが、男女共同参画施策推進会議であり、条例の施行に伴い附属機関として設置された男女共同参画推進審議会での意見を伺っていくこととなった。

八木橋会長

- ・本日の資料には抜粋版もあり、評価にあたってはじっくり読むことも必要になると思う。特に資料4の「評価報告書」に関しては数字で示されているところは分かりやすいが、数字が語ってくれるところと、数字の陰に隠れて炙り出さなければならないところもあると思う。次回以降、このような点も含め意見をいただきたい。
- ・この資料4だが、それぞれ数字が記載されていて、評価部分には上向き、横向き、下向きの三段階の矢印で示されている。これは数値目標の達成状況をこの三つの矢印で示しているのか。

男女共同参画課長

- ・評価の記載は、他の審議会では「A・B・C」で行ったり、矢印で行うところもある。この標記方法については、審議会においてその定義を共通認識にさせていただき、決めていくことになると思う。

八木橋会長

- ・見たときに矢印が上向きだと「がんばった」ということだと誰もが思ってくれると思うが、下向きだと「何でこうなっているのだろうか」とか「もう少し」と思ってしまう。
- ・実際には労力を使い、とてもがんばっているところはあると思うので、数値目標の達成は大切なことだが、それプラス、それ以外のところも拾い上げられたらよいと思う。
- ・つまりこの評価が次に繋がって、より効果的な施策の推進になるようにできたらよい。その評価の基準、考え方を含めて検討していくことになる。

男女共同参画課長

- ・令和3年度（2021年度）の評価報告書の3ページに「指標及び参考値に対する評価の見方」というものが掲載されている。ここでは上向き矢印は「良好に進捗してい

る」、横向きは「進捗している」、下向きは「あまり進捗していない」となっており、これでよいのかということもあると思う。

八木橋会長 ・ 資料5の所管課による取組管理シートを見ると、セミナーや相談件数などの記載がある。何件あったか、どのくらい参加したか、満足度はどうだったかの記載があり、これが決め手になっての評価になるかと思う。

野村委員 ・ ここに記載されている数字は、実施した数とか、現実の数字だけで、アウトカムとしての数字は出てきていないですね。
・ 数値目標になっている数字にアウトカムが出てこないから、実施した内容から推測してこの矢印は書かれているだけだと思う。

八木橋会長 ・ そうですね。それを次に向けてどう評価するかということだと思う。

齊藤副会長 ・ 今のお話で、今回、令和5年度（2023年度）を評価する時も、矢印の3段階で行うのか。

男女共同参画課長 ・ 第3次プランは平成31年（2019年）からの継続した計画で、最終評価となるので、同じ方が統一性はとれると思う。それを含めて審議会による意見をいただければと思う。

八木橋会長 ・ 評価の矢印が下向きだと悪化した感じを受けるが、報告書の説明書きを見ると「あまり進捗していない」という横矢印のようなイメージなんですよ。
・ 評価の見方をきちんと理解した上で見ていただければよいが、そこを見ずに直感的な理解がどれほど得られるかなというところはある。これは工夫のしどころだとは思う。また、これまでのものや他のものと統一感のあるものということは、重要であると思う。

八木橋会長 ・ 次回の審議会では、「男女が共に生きるまち 八王子プラン（第3次）2019改訂版」に基づく、男女共同参画の推進に向けて令和5年度（2023年度）で各所管が取り組んだ状況を取りまとめた資料により、男女共同参画の推進に向けた効果的な方策や、取組状況に関し意見をいただく。
・ ここで、次回の進め方や事務局から説明があった内容をもとに、男女共同参画の推進に向けた効果的な方策について、意見があれば発言をお願いする。

木村委員 ・ 6月16日にシオリーヌさんの講演会があり、18日には女性と企業トークカフェを行うということで、行政はがんばっていると思う。ただ、市民の皆さんはこういうことが行われていることをどのくらい分かっているものか、いつも気になる。
・ また、講演会への出席者はどのくらいいるのか。
・ また、市が男女共同参画推進条例を設けて推進していることを市民にはどの程度周知されているのか。

八木橋会長 ・ 木村委員の今の発言は、配布資料ではなく、お持ちになられたチラシですか。

木村委員 ・ 男女共同参画センターが広報で周知していた内容である。

野村委員 ・ 先に何うが、次回配布される資料は、本日の資料でいうところの「取組管理シート」なのか。

男女共同参画課長 ・ 取組管理シートの令和5年度（2023年度）版になる。

野村委員 ・ その内容について深く知りたい場合には、男女共同参画課で説明してもらえるのか、

- それとも所管課に来てもらい詳しい話を伺えるのか。
- 男女共同参画課長
- ・他所管を呼ぶことはしてなかったとは思うが、この取組管理シートがまとまった段階で私がどこまで理解できるかにより、分からなければ所管に聞き取りし、皆様に説明できるようにしたいと思う。用意できたもの以上のことになると次回に答えることになると思う。
- 八木橋会長
- ・事務局は資料作成にあたり、取組の内容を読み込まなければならないが、よろしくお願ひしたい。
 - ・それでは、先ほどの木村委員の質問についてお願ひする。
- 男女共同参画課長
- ・市のイベントの周知ということだが、前職の子ども家庭部でも子ども関係の事業を多く行っていたが、市民の皆様になかなか知っていただけなかった。他の審議会でも市の施策の周知が課題だと言われている。
 - ・我々が周知する手法は、広報やホームページに掲載する、チラシを配布するほか、最近では、登録者が徐々に増えている市の公式LINEにより周知もしている。
 - ・シオリーヌさんの講演会はまだ余裕があるので、再度周知をしようと思っている。
 - ・また、6月23日からは男女共同参画週間になる。今回の講演会もそれに先立って行うものだが、男女共同参画週間についても周知啓発活動を行おうと思っており、今回は公用車にシールを貼り周知することも計画している。
 - ・条例をどこまで知っているかというアンケートは現状ではとれていない。
- 八木橋会長
- ・周知については、常に課題になりますね。提示する方は、頭をひねらせて一生懸命にやっているが、来てほしい人にはなかなか届かなかつたり、また、来てくださる方はそういう情報にきちんとアンテナを張っていて、何度も来てくださる方もいらっしゃる状況だと思う。新しく意識をもつていただくために、どのように意識喚起の手を打っていくかは、難しいことである。
 - ・また、いちょう塾のことが資料4の4ページの主な取組にある。私は昨年度に続き今年度も男女共同参画について行っており、八王子市の男女共同参画推進条例のホームページにすぐにアクセスできるように二次元コードを付けてみた。そうすると男女共同参画に興味があつて来てくださった方が半分、今まで受講してない方で新たに来ていただいた方が半分だった。定期的に通つていただいている方もいらっしゃるの、そういうところから意識を喚起していく方法もあるし、先ほどのLINEなどを活用すると、情報を自分から取りに行かなくても、届いた情報を見てくれると思う。もちろん飛ばしてしまう方もいるとは思いますが、自分から情報を取りに行くことは相当意識を持っていないと難しいと思う。委員の皆様も上手くいった事例などがあつたら紹介いただけたらと思う。
- 荒木委員
- ・取組管理シートを見ると、「令和3年度（2021年度）取組実績・効果」となっているが、見た中では効果の記載がほぼないと思う。取組のことは書いてあるが、所管にとってどのような効果があつたかが記載されていない。男女共同参画課で関係所管に照会する際に、どういう内容に関する記載をしてほしいのかという思いが伝わっていないと思う。
 - ・評価するには実施した結果がどうであつたのかが記載されていないと、評価するにあたりいちいち所管に聞くことになってしまう。次回以降、この資料により意見を言

- うにあたり、そこを踏まえた意見を言うことなると思う。
- 男女共同参画課長
- ・照会の段階で細かな指示はなかったと思う。今回も数字だけの記載になっている所管があると思うので、効果については個々に事務局で聞かないといけないとは思っている。不明瞭なものは確認してから資料として示したいと思う。
- 八木橋会長
- ・評価の矢印の付け方ということにつながってくると思うので、どう効果を示し、どう評価につなげていくかになる。
 - ・次回以降の進め方としては、資料を拝見してからでないと何とも言えないところもあるが、先ほども話があったが、基準や考え方を明確にした上で進めて行かなければと思っている。
- 齊藤副会長
- ・市民意識などの実態調査を行っていると思うが、男女共同参画が推進されて市民の方にとっていかに住みやすいまちであるかということをもとに、行動計画などがあると思う。今回の評価には市民意識の実態調査などはどのように反映されてくるのか。
- 男女共同参画課長
- ・評価書の現状値のところには、以前実施した市民意識実態調査結果の数字が入ってくる部分もあるし、市民意識実態調査で数字がとれていない部分もある。とれていないものは、市公式 LINE により追加で調査を行う予定である。
- 八木橋会長
- ・男女共同参画の推進というのは、いろいろなところで行われてはいるが、八王子市においてどのように推進していくことが効果的であるのか、八王子市の特性を踏まえる必要もあるのではないかと思っている。
 - ・八王子市には大学、高等教育機関は他の自治体より圧倒的に多いので、学園都市として男女共同参画の推進の仕方であったり、また八王子市は地域的に特徴があり、いわゆる都市部に類する面もあれば、従来型というか近隣の皆様と一緒にがんばっていらっしゃる地域もあるので、八王子市の多面的な部分も考慮した上で考えなければいけない。
 - ・さらには地域の中にある教育機関である小学校、中学校とどのように連携をとっていくかなど、いろいろ考えようと思えば、八王子ならではの取り組みができる可能性がある。
 - ・我々も資料をいただくまでに少し時間があるので、そういった面も考えつつ、アイデアを持ちつつ、いただいた資料を見た上で、意見出しをしていただければと思う。
- 清水委員
- ・周知についてだが、私は商店会でごみの減量やマイバッグについては10年以上行ってきた。マイバッグの日が10月にあり、当時はまだエコバッグという言い方ではなかった。買い物袋も無料でもらえていたが、それを利用せずにマイバッグに替えましょうということで、市がマイバッグを提供し、商店会と一緒にイベントを行ったりしていた。広報でのPRなどによって10月のマイバッグの日は定着した。現在では、エコバッグが普及し買い物袋は有料化され、マイバッグの日、自体が必要なくなった。
 - ・男女共同参画はぼんやりとして非常に分かりづらいと思う。私自身は男の人も女の人も自分がしたい仕事をして、ちゃんと家事もできて幸せに暮らせることが男女共同参画だと思っている。
 - ・6月に男女共同参画の週間があるのであれば、それに合わせて商店会とイベントを毎年行うとか、難しい講演ではなくても、こういうことを目指しましょうということを開発するお花や物を配るなどの意識喚起の方法は、アピール力としてはあると思う。

こういう内容は急には変わらないことなので、続けていくことで、以前他の委員が言われていたように「男性もやって当たり前ですよ」という社会に徐々に変わっていくよう、イメージ的なことを分かりやすい形で知らせたり、イベントなどを通して啓発してはどうかと思う。

男女共同参画課長

- ・キャンペーン時に啓発物品を配布することは、児童虐待防止キャンペーンや里親月間などでも行っている。男女共同参画関連では、ポケットティッシュを調達しそこにチラシを入れようと考えている。あとはどこに配布するか考えているところである。

齊藤副会長

- ・市のいろいろな事業を周知することは本当に難しいことだと思う。いくら広報の1面などに掲載しても関心がなければ、掲載していても知らなかったということがよくある。
- ・人に来ていただくことも必要だと思うが、こちらから出向く、たくさん人がいるところに出向き、いろいろと周知したり、他の機関と連携することなども考えられる。
- ・あるところの話だが、被害者支援で商店街の空き店舗を利用したりしていると、協力の輪が広がり、商店街やまち全体として広がっていくこともあった。
- ・出向いて行くといっても、それをどう行うかについては、皆さんでアイデアを出し合い、効果的な方法について知恵を出し合っていければよいと思う。

野村委員

- ・意識がないとほんとうに難しいですね。

八木橋会長

- ・意識啓発がとても重要なことは当然のことだが、一旦高まった意識は継続して意識されないとまた萎んでいってしまうので、とても悩ましいところではある。ですから毎年、この時期になったら思い出せるようなイベントなどを継続的に行うことができるのではないかなと思う。
- ・先ほども言ったが、大学や高等教育機関に関して言うと、私が学生の頃は図書館でひたすら自分で勉強していたという状況だったが、今はグループワークをしたり、皆で形づくって行くということに関心が高いと思う。いろいろな大学で教えてきたが大学によって違いはないと思う。しかもボランティアなどにも積極的に参加したいという学生も多く、また八王子市は留学生も多い。留学生と交流することで違った価値観や思いもよらない観点が出てくることもある。先日も多様性のことを議論していたとき、「日本は宗教のことはどうなんですか」と急に言ってきた。我々、宗教の多様性については社会においてあまり考えていなかったが、そういう考え方もあることに気づかされ、いろいろな考え方があって当たり前であるということが醸成されていく。
- ・留学生もいて、そして外にも出ていきたいと考え、皆で何かをすることに抵抗がない学生もいるので、大学コンソーシアムを通じ各大学に男女共同参画推進に協力してもらえる学生組織があれば呼び掛けて、一緒に、横断的に行っていったり、先ほどのイベントも我々が何かを行うというよりも、学生と一緒に何かをするなどして、そして、そういうことを外で行うことによって、多くの市民の方に見ていただき、男女の区別や意識が少ない若い人たちの振る舞いなどを見ることもよい刺激になるのではないかなと思う。大学等に働きかけ、一緒にやっていけるところはやっていくことが推進力になるのではないかなと思う。

八木橋会長

- ・今回は、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）」に基づく、男女共同参画の令和5年度（2023年度）における取組状況について、意見をいただく。

・得意分野、興味のある分野、その他最近の動向などを踏まえ、男女共同参画をますます推し進めていくための意見を伺っていく。

3. その他

八木橋会長

・次第3「その他」である。

・次回の審議会開催予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

・次回の開催予定は、令和6年度（2024年度）7月30日（火）に八王子市生涯学習センター（クリエイトホール）10階第2学習室にて、午後6時30分から開催する。

八木橋会長

・事務局より、次回の開催日程の案内があった。よろしく願います。

4. 閉会

八木橋会長

・以上で本日の審議会を終了する。